

吹田市ケアネット実務者懇話会設置要領

(趣旨)

第1条 吹田市在宅医療・介護連携推進協議会設置要領第6条に基づく実務者の部会である「吹田市ケアネット実務者懇話会」(以下、「ケアネット懇話会」という。)について規定する。

(設置)

第2条 ケアネット懇話会は、吹田市福祉部高齢福祉室(以下、「高齢福祉室」という。)に置く。

2 ケアネット懇話会の庶務は、高齢福祉室において処理する。

(構成)

第3条 ケアネット懇話会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(協議)

第4条 ケアネット懇話会は、吹田市在宅医療・介護連携推進協議会における意見を踏まえ、吹田市在宅医療・介護連携推進協議会設置要領第2条各号に掲げる事項について、協議するものとする。

(育成支援)

第5条 ケアネット懇話会は、医療・保健に関する知識の向上など居宅介護支援事業者に対しての育成支援を図るための学習会等を開催する。

(作業部会)

第6条 ケアネット懇話会の円滑な運営を図るため、作業部会を設置することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月18日から施行する。

別表

吹田市ケアネット実務者懇話会構成員

吹田市医師会
吹田市歯科医師会
吹田市薬剤師会
吹田市介護保険事業者連絡会 居宅介護支援部会
吹田市介護保険事業者連絡会 訪問介護部会
吹田市介護保険事業者連絡会 訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問入浴部会
吹田市介護保険事業者連絡会 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護部会
吹田市福祉部高齢福祉室
吹田市保健所
吹田市地域包括支援センター
吹田市内の病院（地域連携担当部門）
その他の機関・団体